

2024年06月07日
みんなでつくる党
代表・党首 大津綾香

(告知・公表)

立花孝志氏による損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について

本年6月4日、東京地方裁判所は、立花孝志氏が原告となり本党の代表者である大津綾香に対して損害賠償を求めている訴訟に関して、原告の請求を一部認め、10万円の損害賠償を求める判決を下しました。

この判決では以下の3つの事案についての判断が示され、①及び③については原告の主張を退けたものの、②については原告の名誉を毀損すると認め、その内容に真実性ならびに真実相当性を認めることが出来ないため違法性阻却事由が無いとしています。

- ①大津綾香が行った「ホリエモンも立花さんも逮捕、有罪判決ですよ」とのTwitter/Xの投稿が原告に対する名誉毀損の不法行為にあたるか。
- ②大津綾香が行った「立花さんは、境界知能の方々を自らの支持者にすると仰っていたが、YouTubeなどで連日私の住所を晒し、悪人を成敗すべしと犬笛を吹いている。」とのTwitter/Xの投稿が原告に対する名誉毀損の不法行為にあたるか。
- ③令和5年6月9日に黒川敦彦らが行った街宣活動について、大津綾香に共同不法行為責任または使用者責任があるか。

大津綾香は、立花孝志氏は過去に何度も敵対者の個人情報晒し、同氏の支持者を対象者への攻撃を促しており、このような行為を「犬笛」と表現したことには真実性ならびに真実相当性が認められると考えております。

また、立花孝志氏は元国会議員であって、複数の政治団体の代表者として政治活動を行っている、いわば公人といえる人物であり、そのような立花孝志氏の不適切な言動について公に知ってもらうことには公益性があると考えています。

このようなことから、大津綾香は原告の請求を認めた判決について、これを不服として控訴する旨を決定いたしました。

以上